



平成 29 年度 第 1 号

長崎県立ろう学校
自立活動部



6月6日(土)は「補聴器の日」

マスコットキャラクター「ロロくん」



本校では、

7月3日(月)～7月7日(金)

「補聴器ウィーク」を実施します。

補聴器にちなんだ学習を予定しています。

夏が近づいています！ 少し動いただけで、汗をたくさんかいたり、雨が多くなって、湿気が高くなったりしています。皆さんの補聴器は、清潔に保っていますか？

< 補聴器は水分を嫌う精密電子機器 >

○装用しないとき

- ・必ず乾燥ケースに保管します。
⇒余計な放電を防ぐためにも必ず電池を取り出すようにします。



○雨などで濡れてしまった場合

- ・やわらかい乾いた布やティッシュで全体を拭きます。水分が残らないようにします。
- ・乾燥ケースに入れて、1日乾燥させます。
- ・音が出ているか確認します。

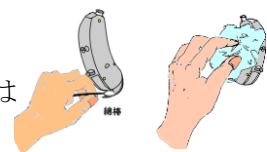
※激しい雨の時は、補聴器を取り外しましょう。



○普段の手入れ

いつも使っている補聴器や人工内耳の大半(82%)は微生物(細菌など)に汚染されているとも言われています！

- ・耳の中に入る部分は、どうしても耳垢や汚れがつきやすいです。細かいところは綿棒で掃除をしたり、汚れが取れにくい場合は、アルコールを少し付け取りましょう。
- ・チューブ、イヤーマールドは水洗いもできます。チューブ、イヤーマールドはぬるま湯にしばらくつけておきましょう。



サッカー JFL 大分に加入！ 両耳に補聴器をつけたMF 西大輔選手(18)



試合中は周りの声が聞こえにくい分、仲間の動きやクセを覚えて補う。Jリーグでのプレーもめざし、練習に汗を流しているとのこと。学校生活でも、人一倍頑張り、中学校では、相手の口の動きを見ながら会話する「口話」を身につけたそうです。同級生に勇気を出して「口をよく見せて」「ゆっくり話して」と頼んだそうです。最初は煙たがられたが、1人、2人と友人が増えたそうです。

(『朝日新聞』2017. 5. 2朝刊)

明るい未来が待っている！！

～～ 社会の変化を見てみよう！ ～～

現代は日本人の9人に1人以上が聴こえに困っているとも言われ、聴こえにくいことで活動を制限されたり、家族との生活が難しくなったりと、社会における聴こえの問題は潜在的にも顕在的にも多く存在しています。さらに時代は超高齢社会であるため、聴こえに困る人は今後ますます増えていくと言われていています。

そのような中、ここ数年、聴覚障害者を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。「障害者差別解消法」の施行、「手話言語条例」の成立など、障害者の環境改善への機運が高まっています。

では実際、私達の生活にはどのような変化があるのか、今回は2つ取り上げました。

①映画 「^{こえ かたち}聲の形」(バリアフリー上映)

<<http://npo-masc.org/whatis/> 等から引用>

聴覚障害がある女の子が主人公の漫画です。週間少年マガジンで連載され、手塚治虫文化賞新人賞など、数々の賞を受賞した大ヒット作品です。

2016年に映画化されました。その際、多くの聴覚障害を持つ人に見てほしいとの願いから、邦楽映画では珍しい「字幕」での放映が行われました。

こうした日本語字幕上映は「バリアフリー上映」とも言われています。聴覚障害者だけでなく、健聴者からも「聞こえにくい場面があるので字幕が欲しい」との声が多数あるそうで、今後も「バリアフリー上映」される映画が増加することが予想されます。うれしいことですね。



②スピーカー 「ミライスピーカー」(音のバリアフリー)

<https://soundfun.co.jp/mirais/about_mirais より引用>

高齢者の多い集まりで、たまたま流れた蓄音機の音。それを聞いた多くの方から「聴きやすい」という声があり、それをヒントに開発されたそうです。

試した500人以上の難聴者の8割が、難聴の原因にかかわらず“聴こえ”が改善したそうです。また健聴者も、大きな音を出さなくてもクリアに聴こえたそうです。現在、ミライスピーカーは羽田空港をはじめ、金融機関、介護施設、講演会、病院、セミナーなどさまざまなシーンで活用されています。

新たな法律の施行が始まり、多くの企業が「音のバリアフリー」を叶えるミライスピーカーの導入を検討しているそうです。



MIRAI SPEAKER
【カーブイー】
Curvy

従来のスピーカー ミライスピーカー



一点の音源から
発せられる

音が減衰



曲面から
音波を解放

音が遠くまで届く

要チェック！！ 皆は知っているかな？

障害者差別解消法とは？

この法律は、障害のある人もない人も、お互いを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指して制定されました。(2016年4月1日 施行)

手話言語条例とは？

「手話」を言語として位置づけ、普及やそのための環境整備などを進めるもの。

2013年10月8日、鳥取県が全国に先駆けて手話言語条例を制定した。こうした動きはその後も広まり、現在では97の自治体で成立している。(全日本ろうあ連盟 2017年4月20日 現在)